

いわき労働基準監督署発表
令和 8 年 3 月 12 日（木）

報道関係者 各位

【照会先】
いわき労働基準監督署
○第一方面主任監督官 松尾 佑輔
第三方面主任監督官 岩淵 浩大
（電 話）0246(23)2255

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 内容虚偽の労働者死傷病報告書をいわき労働基準監督署長に提出した疑い～

いわき労働基準監督署（署長 伊藤 達夫）は、本日、新富運輸株式会社及び同社常務取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁いわき支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和 6 年 2 月 22 日に取引先の会社敷地内で発生した労働災害について、「自社の敷地内で発生したものである」と虚偽の労働者死傷病報告書を作成し、いわき労働基準監督署長に提出した疑い。

1 被疑者

新富運輸株式会社
所在地：福島県いわき市泉町下川
事業内容：一般貨物自動車運送業
常務取締役 A

2 違反条文【別紙 1（関係条文）参照】

新富運輸株式会社、被疑者 A とともに、労働安全衛生法違反
同法第 100 条第 1 項（報告等）
労働安全衛生規則第 97 条第 1 項（労働者死傷病報告）
同法第 120 条第 5 号（罰則）
同法第 122 条（両罰規定）

3 災害の概要

令和 6 年 2 月 22 日、被疑者新富運輸株式会社の労働者 B が福島県いわき市内に所在する取引先会社の敷地内において、貨物自動車の荷台の清掃作業を行っていたところ、貨物自動車の荷台から地面に墜落して胸骨等を骨折し、休業を要する労働災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、休業を要する労働災害が発生した場合、事業者に対し、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出するよう義務付けていますが、被疑者 A は災害発生状況を偽り、「労働者 B は新富運輸株式会社の敷地内にて、貨物自動車の荷台の清掃作業中に、貨物自動車の荷台から墜落した」との報告書を作成し、いわき労働基準監督署長に提出した疑いがあるものです。

○労働安全衛生法

（報告等）

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命じることができる。

（第2項～第3項 略）

（罰則）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

（第1号～第4号 略）

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出張しなかつた者

（第6号 略）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

（労働者死傷病報告）

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（注）本条文については、令和7年1月1日に以下のとおり改正施行されているが、本件犯罪発生時点では、旧条文が適用される。

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

（第1号～第10号 略）

十一 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

（第12号 略）

（第二項 略）